

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県田沢湖スキー場条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十七号

秋田県田沢湖スキー場条例

秋田県田沢湖スキー場設置条例(昭和四十四年秋田県条例第五十七号)の全部を改正する。

(設置)

**第一条** スポーツ及び観光レクリエーション活動の振興を図り、もって県民の健康の増進及び観光の振興に資するため、秋田県田沢湖スキー場(以下「スキー場」という。)を仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地の二に設置する。

(使用の許可)

**第二条** スキー場の会議室(以下「会議室」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

**2** 知事は、必要があると認めるときは、会議室以外のスキー場の土地並びに建物及び駐車場(以下「土地等」という。)の使用を許可することができる。

(使用の許可の取消し等)

**第三条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、スキー場の管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

**第四条** スキー場のリフト(以下「リフト」という。)、会議室及び土地等を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

**2** 使用料は、リフトにあっては使用券を発行するときに、会議室及び土地等にあってはその使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由がある  
と認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

**第五条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

**第六条** 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりスキー場を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

**第七条** スキー場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

**第八条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 スキー場の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、スキー場の管理に関し知事が必要と認める業務

**2** 前条の規定によりスキー場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

**第九条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開設期間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてスキー場の管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

**第十条** 第七条の規定によりスキー場の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、リフト、会議室及び土地等を使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

**第十一条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

**2** 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならぬ。

- 一 別表の規定を基準として定められていること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- 三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。
- 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。  
(利用料金の減免)
- 第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。  
(利用料金の不還付)
- 第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由によりスキー場を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。  
(規則への委任)
- 第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。  
(秋田県営田沢湖高原駐車場条例の廃止)
- 3 秋田県営田沢湖高原駐車場条例(昭和五十六年秋田県条例第三十三号)は、廃止する。  
別表(第四条、第十一条関係)

一 リフト

区	分	使	用	料	の	額
一回券	ペアリフト					四〇〇円

土地及び駐車場	区分	分	備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。		
			使用	の	単
対価を得ない場合	対価を得る場合	時間単位で使用する場合	月単位で使用する場合	月単位で使用する場合	
対価を得ない場合	対価を得る場合	時間単位で使用する場合	月単位で使用する場合	月単位で使用する場合	
使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	
四五〇円	三〇円	九〇〇円			

三 土地等

会議室	区分	分	使用	の	料	の	額	(一時間につき)
B	A							
三六〇円	五〇〇円							

二 会議室

シーズン券	一日券	半日券	クワッドリフト
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒
六三、〇〇〇円	三一、五〇〇円	三、八〇〇円	二、四〇〇円
		三、〇〇〇円	一、八〇〇円
			八〇〇円

建物	対価を得る場合	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一時間につき	二〇円
		月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	二、七〇〇円
	対価を得ない場合	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一時間につき	九〇円
		月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	一、三五〇円
五〇円				

備考

- 一 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 二 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
- 三 使用面積が一平方メートル未満であるときは一平方メートルとし、使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは当該端数を一平方メートルとする。
- 四 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 五 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県条例第七十八号

秋田県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

秋田県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第九十一条第二項」を「第九十一条第一項」に、「基づき」を「基づく合議制の機関として」に、「の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

第二条第二項及び第三項中「関係労働者」を「労働者」に、「関係事業主」を「事業主」に改める。

第六条第三項中「をもつて」を「で」に、「会長」を「議長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会議」を「、会議」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 会長は、審議会の議長となる。

#### 附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十九号

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第

三条第一項第四号及び同条第二項第三号に規定する認定の基準を定めるものとする。

(教育保育従事職員の配置に関する基準)

第二条 法第三条第一項の認定を受けることができる同項に規定する施設又は同条第二項の認定を受けることができる同項に規定する幼保連携施設(以下「幼保連携施設」という。)(以下「幼保連携施設等」と総称する。)には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの教育又は保育に従事する職員(以下「教育保育従事職員」という。)を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、一の幼保連携施設等につき常時二人を下回ってはならないものとする。

一 満一歳未満の子ども 当該子どもおおむね三人につき一人以上

二 満一歳以上満三歳未満の子ども 当該子どもおおむね六人につき一人以上

三 満三歳以上の短時間利用児(一日における幼保連携施設等の利用時間が四時間程度である子どもをいう。以下この号及び次項において同じ。)

当該短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上

四 満三歳以上満四歳未満の長時間利用児(一日における幼保連携施設等の利用時間が八時間程度である子どもをいう。以下同じ。)

当該長時間利